

今後の見直し方法について（事務局案）

1 概要

すべての補助金の見直しとともに、新たな補助金の仕組みとして公募補助を導入したいと考えているため、補助金を「制度的補助」と「特定者補助」とに分類し、分類ごとに評価を行う。

特定者補助を設けた理由は、次のとおりである。

相手方の特定されている補助金は、公益性・公平性の観点から、白紙からの見直し（公募補助）を積極的に図る必要がある。

公募補助の対象は、先進自治体と同様、「市民等で構成される団体等」に限定したいため、特定者補助の対象者との整合性（特定者補助の対象者＝公募補助の対象者）を図る必要がある。

広範な事業にわたる多様な性格の補助があるため、性質別分類（法令等補助・市単独補助・イベント等補助等）等では、市民にわかりにくい。

2 評価方法

(1) 制度的補助

基本的な考え方

書面のみで評価せず、担当課との意見交換を中心に評価していく。なお、評価の対象は、すべての制度的補助とする。

公募受付を免除（評価調書の提出は必要）してすべて白紙からの見直し（公募補助）とすることも可能であるが、補助対象者が不特定多数であるため、より慎重な評価が必要であると考え、この方法を選択した。

評価内容

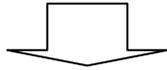
評価内容は、補助の適否、補助対象者の適否、補助金額の適否等すべての部分に及ぶ。

評価イメージ

評価調書（事業概要＋自己評価書）の作成（担当課） 事業シートのなもの



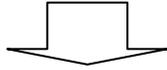
評価ヒアリング（委員会＋担当課） 事業仕分け的なもの



1次評価結果の作成（委員会）



改善案ヒアリング（委員会 + 担当課）



最終評価結果の作成（委員会）



評価結果の答申（委員会 + 市長）

実施時期 平成22年度（平成23年度予算からの反映）

(2) 特定者補助

基本的な考え方

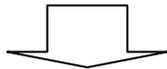
「特定者補助の対象者 = 公募補助の対象者」であるため、すべて白紙からの見直し（公募補助）とする。

評価内容

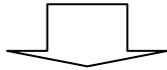
採択・不採択と採択の中での優先順位のみ

評価イメージ

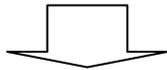
公募補助の受付



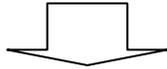
補助内容の審査



1次採択・不採択



公開ヒアリングの申出（不採択のみ。委員会 + 申請者）



最終採択・不採択



採択・不採択結果の答申（委員会 + 市長）

実施時期 平成23年度（平成24年度予算からの反映）

すべての制度的補助の評価をするため、同一年度の実施とはしない。